

全関西アコーディオン協会規約

第 1 章 名 称

- 第 1 条 本会は全関西アコーディオン協会（All kansai Accordion Assosiation 略称 AAA）という。
第 2 条 本会は事務局を大阪市阿倍野区阪南町 4-11-5 会長 杉村壽治に置く。

第 2 章 目的及び事業

- 第 3 条 本会は会員相互のアコーディオン演奏技術の向上を図り、音楽文化の普及・発展に寄与するのを目的とする
第 4 条 本会はその目的を達成するために下記事業を行う。
1. 親睦及び交流を図る企画と行事
2. 演奏会、研究会、講習会、レコードコンサート等の開催
3. 機関紙の発行
4. 本会と同一目的をもつ他の団体との加盟、交流協力、提携
5. 会員の慶弔及び共済
6. その他目的達成に必要な事業

第 3 章 会 員

- 第 5 条 本会はアコーディオン奏者及び愛好家をもって組織する。
第 6 条 本会に加入する場合は所定の加入申込書に入会金、会費等を添えて理事会に提出する。
なお、退会の場合は所定の手続きをとるものとする。
第 7 条 1. 会員は総会において議決権を有し、役員選挙権と被選挙権を行使できる。
2. 会員は加入申込書を記載事項に変更のある場合は速やかに届けなければならない。
3. 会員は会費を納入し、本会の目的達成に協力するものとする。

第 4 章 役 員

- 第 8 条 本会には次の役員を置く。
会長 1名 副会長 若干名 理事長 1名 副理事長 1名 常任理事 若干名
理事 若干名 会計理事 1名 監査 2名
第 9 条 1. 役員は総会で選出され、各役務分担は理事会で決定し総会の承認を得るものとする。
2. 役員任期は1年とし、再任を妨げない。
第 10 条 本会は名誉顧問及び顧問、名誉会員並びに賛助会員を理事会の承認のもとに置くことができる。

第 5 章 総会及び理事会

- 第 11 条 1. 総会は本会の最高の決議機関であり、毎会計年度終了後、2ヶ月以内に会長が招集開催する。
2. 臨時総会は理事会又は、会長が必要あるとき及び会員の5分の1以上の請求のある時に開催できる。
第 12 条 1. 総会及び臨時総会は賛助会員の2分の1以上の出席をもって成立し、議決は出席者の過半数をもって行い、可否同数の場合は議長がこれを決する。
2. 議事に付議すべき事項
一. 年度事業報告及び会計決算
二. 事業計画及び会計予算
三. 規約の改正
四. 役員選出
五. 本会の合併または解散
六. 表彰または除名
七. その他重要事項

- 第 13 条 1. 理事会は総会の代行機関であり、役員で構成され、毎月一回行い、必要に応じて随時開催する。
2. 理事会は役員のお3分の2以上の出席をもって成立し、決議は出席者の過半数をもって行い、可否同数の場合は議長がこれを決する。
3. (1) 会長は本会を統括し、代表者であり、副会長は会長を補佐する。
(2) 理事長は理事会の運営にあたり会長、副会長を補佐する。
(3) 福理事長は理事長を補佐する。
(4) 常任理事は理事会の決議に基づき本会の実務に従事する。
(5) 理事及び監査は理事会の議事を審議し、総会に対して責任を負い必要に応じ、各部門の実務にあたる。

第 14 条 総会及び理事会の記録は別に示す様式により作成しなければならない。

第 6 章 会 計

- 第 15 条 1. 本会の経費は納入会費及び寄付金、その他の収益金をもって当てる。
2. 本会の会費は年額 4,000 円とする。
3. 支出の承認は理事会が行い、別に示すものにあつては理事長常任理事及び会計が行なえる。

第 7 章 付 加

- 第 16 条 1. この規約は昭和 29 年 10 月 11 日より施行する。
2. この規約は昭和 53 年 4 月 21 日一部改正する。
3. この規約は昭和 54 年 4 月 8 日から改正する。
4. この規約は平成 11 年 4 月 4 日から改正する。
5. この規約は平成 22 年 6 月 13 日から改正する。

全関西アコーディオン協会組織

平成 25 年 6 月現在

会長 杉村 壽治

副会長

理事長 吉田 親家

常任理事 和田 道雄 西辻 善則

理事 市峪 一生 藤川 健 廣内 秀子

平野 新祐 華乃家 ケイ

監事 安保 義弘 門脇 光也

顧問 田中 益五郎

名誉会長 堀部 隆次 真野 泰治

名誉会員 横森 良造 檜山 武雄 太田 敏雄 小川 経子 堀向 雅夫

吉田 幸三 久保 達男 杉浦 多美夫 牧野 悦子

名誉顧問 比田勝 豊

賛助会員 (株)谷口楽器 ユニバーサル マサゴ楽器 (株)トンボ楽器

(株)モリダイラ楽器 ローランド株式会社